

資料編

1 八街市環境審議会の設置について

(1) 八街市環境審議会条例（昭和 47 年 10 月 5 日 条例第 21 号）

（設置）

第 1 条 本市の環境保全に関する基本的事項を調査及び審議するため環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、八街市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（全部改正〔平成 7 年条例 15 号〕）

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境保全対策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 環境保全についての調査及び研究に関すること。
- (3) その他環境対策に必要な事項に関すること。

（一部改正〔令和 6 年条例 17 号〕）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表
- (4) 事業所の代表
- (5) 公募による市民

（一部改正〔平成 16 年条例 18 号・23 年 18 号・令和 6 年 17 号〕）

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 審議会において、必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において所掌する。

（一部改正〔成 4 年条例 28 号・5 年 8 号・19 年 13 号〕）

（規則への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成 23 年条例 18 号〕）

2 計画の検討経過

(1) 令和6年度

日付	実施事項	内容
10月18日～ 11月1日	住民・事業者アンケート	市内の住民・事業者に対してアンケートを実施
11月20日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第1回)	八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要について
12月26日	事業者ヒアリング	市内事業者へのヒアリングを実施(6社)
12月26日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第2回)	八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について
1月23日	八街市環境審議会(第1回)	諮問、答申の実施

(2) 令和7年度

開催日	実施事項	内容
8月21日	八街市環境基本計画案について(意見聴取)	庁内部会員への意見聴取を実施
10月7日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第1回)	八街市環境基本計画(案)について
12月5日～ 1月5日	パブリックコメント	パブリックコメントを実施
2月27日	八街市環境審議会(第2回)	八街市環境基本計画・八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について
3月末	八街市環境基本計画・八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	—

3 八街市環境審議会委員名簿

令和7年12月24日現在

	氏名 (敬称略)	組織区分	委員推薦機関	備考
1	吉永 正承	学識経験者	印旛市郡医師会	
2	岩間 進	学識経験者	八街商工会議所	
3	矢野 秀和	関係行政機関職員	印旛地域振興事務所	
4	菅野 勝彦	各種団体代表	千葉みらい農業協同組合	副会長
5	石渡 義章	各種団体代表	八街市酪農組合	
6	生形 健一	事業所代表	株式会社生形商店	会長
7	月脚 真理子	事業所代表	株式会社ハナワ	
8	鎌形 浩江	公募市民	—	
9	鯨井 千恵子	公募市民	—	

4 八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

(1) 諮問



八環保第173号

八街市環境審議会会長 生形 健一 様

八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（諮問）

このことについて、八街市環境審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

記

本市では、八街市環境基本条例の基本理念に基づき、将来にわたり豊かな環境を継承するための取り組みを進めており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「八街市環境基本計画」を定めなければならないとしております。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体の温室効果ガス排出量削減に向けた目標及び施策を定める「八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包し、環境施策と一体的に推進するため、本市の地域特性を踏まえた持続可能な社会の構築に向けた計画の策定が必要と考えております。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和8年2月27日

八街市長 北村 新司

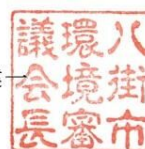


(2) 答申

令和8年2月27日

八街市長 北村 新司 様

八街市環境審議会会長 生形 健



八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）

令和8年2月27日付け八環保第173号により諮問のありました「八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

貴職から示された「八街市環境基本計画」及び「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定案は、本市における環境保全の指針および脱炭素社会の実現に向けた具体的な計画として認めます。

2 答申の理由

本計画は、国の「2050年カーボンニュートラル」目標や、本市が表明した「やちまたゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を反映しております。

また、策定過程において市民・事業アンケート及びパブリックコメントを実施し、市民・事業者の意見を反映させる努力がなされている点も評価できます。

3 留意事項

計画の実施にあたっては、以下の事項について十分に配慮されたい。

- (1) 市民・事業者との「協働」による脱炭素社会の推進
- (2) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入
- (3) 実効性を高める進捗管理と柔軟な見直し（PDCAの強化）

5 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

地球温暖化に対する市民・事業者の意識、取組の実施状況、市の環境施策に対するニーズを把握し、「八街市環境基本計画」、「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,100名
調査期間	令和6年10月18日（金）～11月1日（金）
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	305件・27.7%

事業者アンケート調査

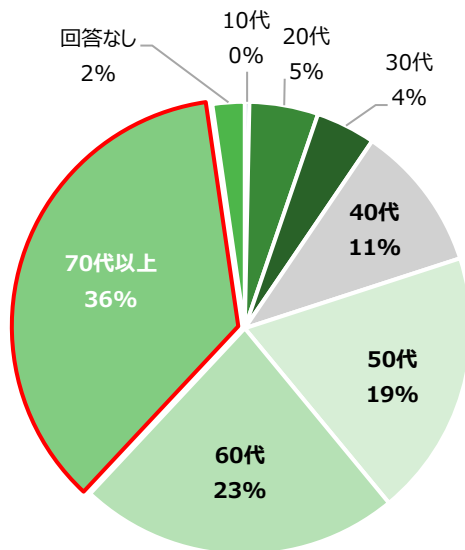
調査対象	八街市内の事業者100社
調査期間	令和6年10月18日（金）～11月1日（金）
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	30件・30.0%

(2) 市民アンケート調査結果

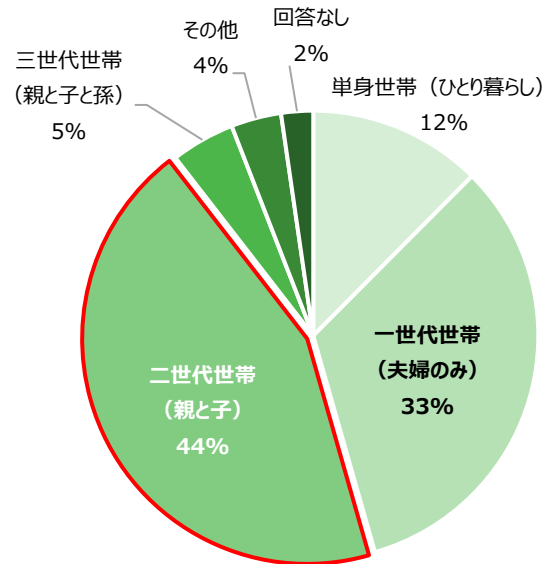
【質問1】

ご回答者について、該当するものをお選びください。(n=305)

①年代



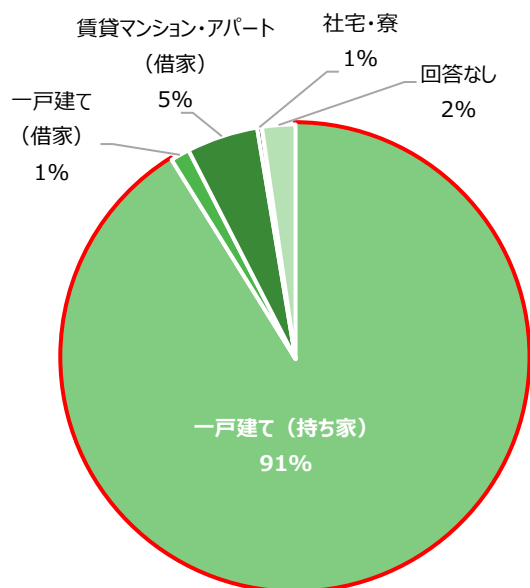
②世帯人数（回答者を含む）



【その他】

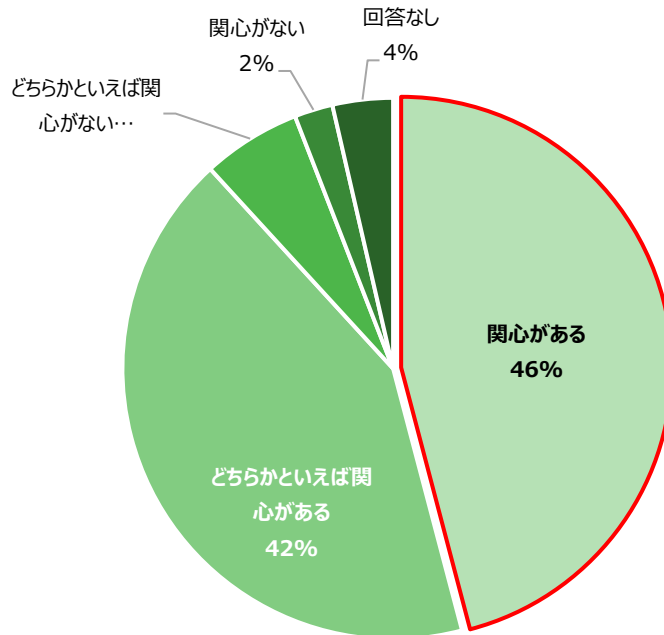
- 2 世代世帯の 2 家族
- 夫婦と儀理の母
- 2 人 (2 件)
- 兄弟姉妹 (5 件)

③住居形態



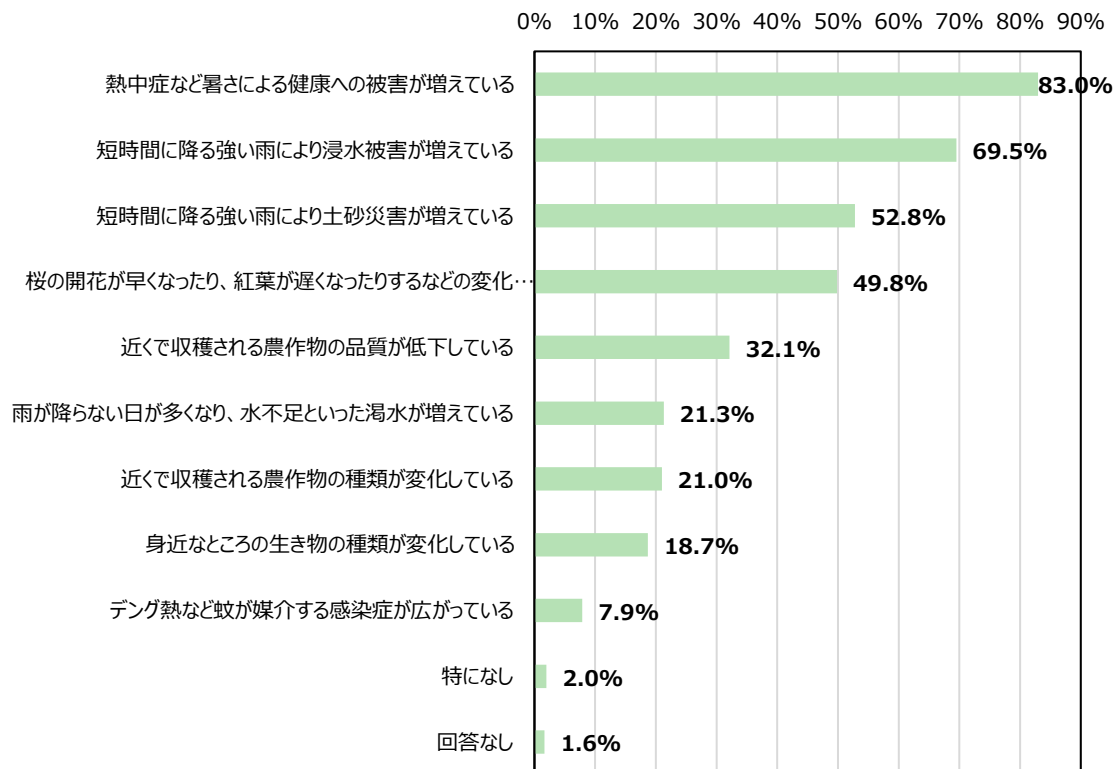
【質問 2】

あなたは地球温暖化の問題に関心がありますか。(n=305)



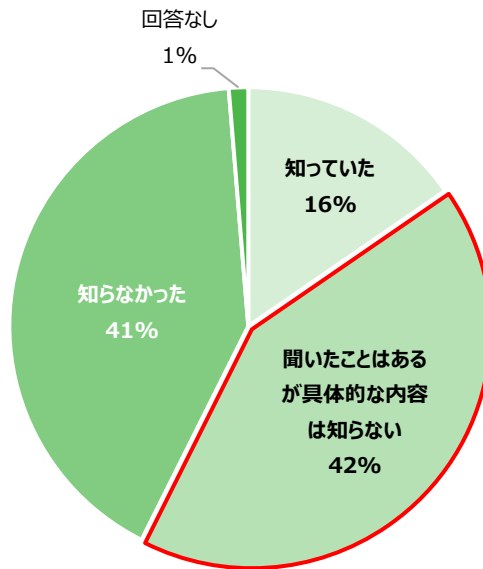
【質問 3】

身近な地域で、ここ数年間でどのような気候の変化による影響が生じていると思いますか。
(複数回答可) (n=305)



【質問 4-1】

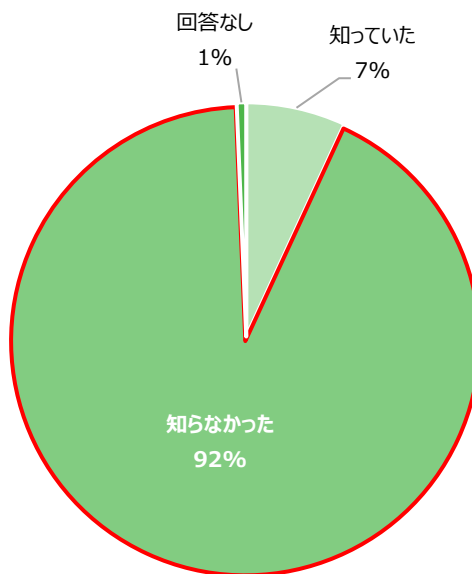
あなたは「ゼロカーボンシティ」を知っていましたか。(n=305)



【質問 4-2】

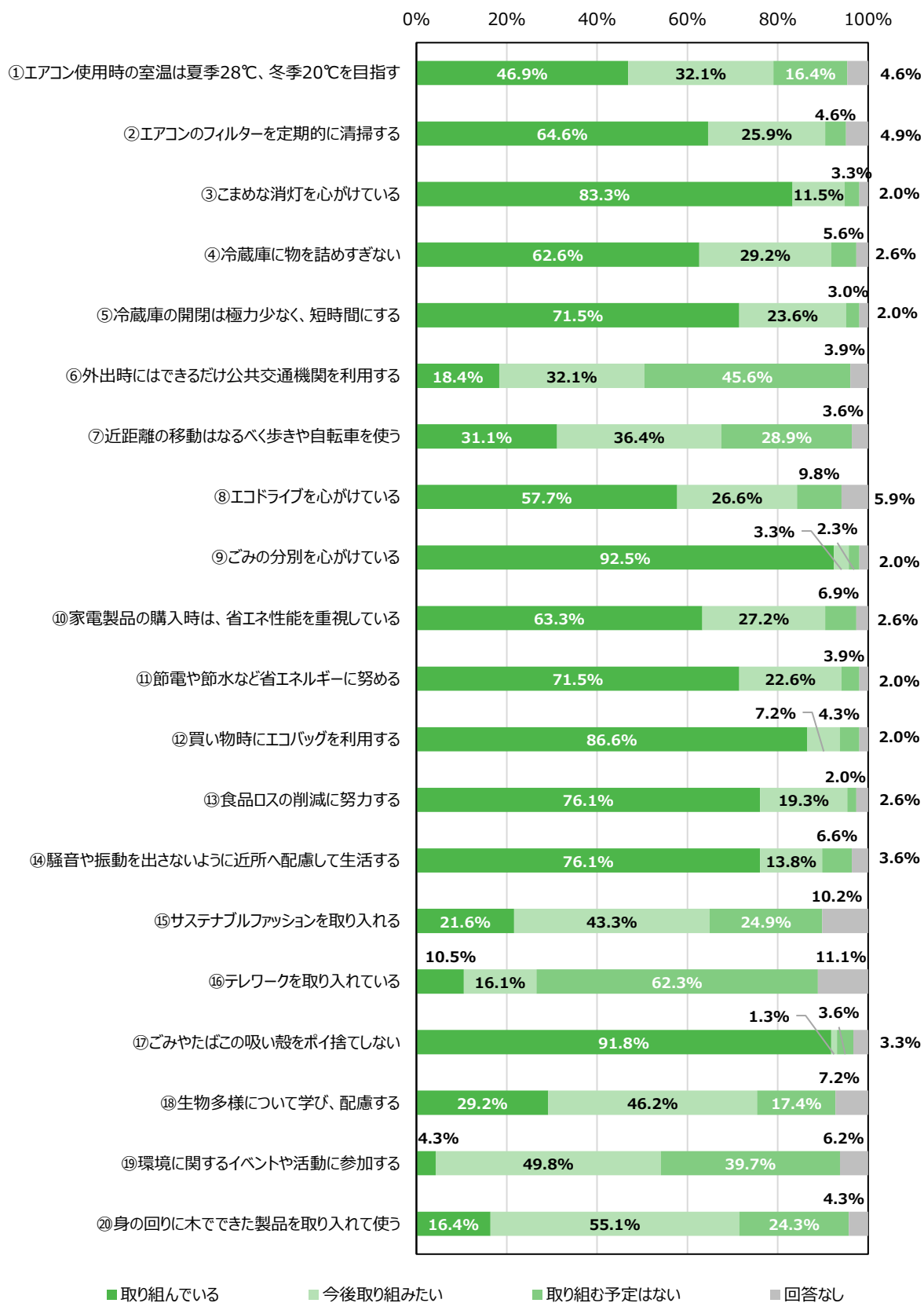
あなたは八街市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを知っていましたか。

(n=305)



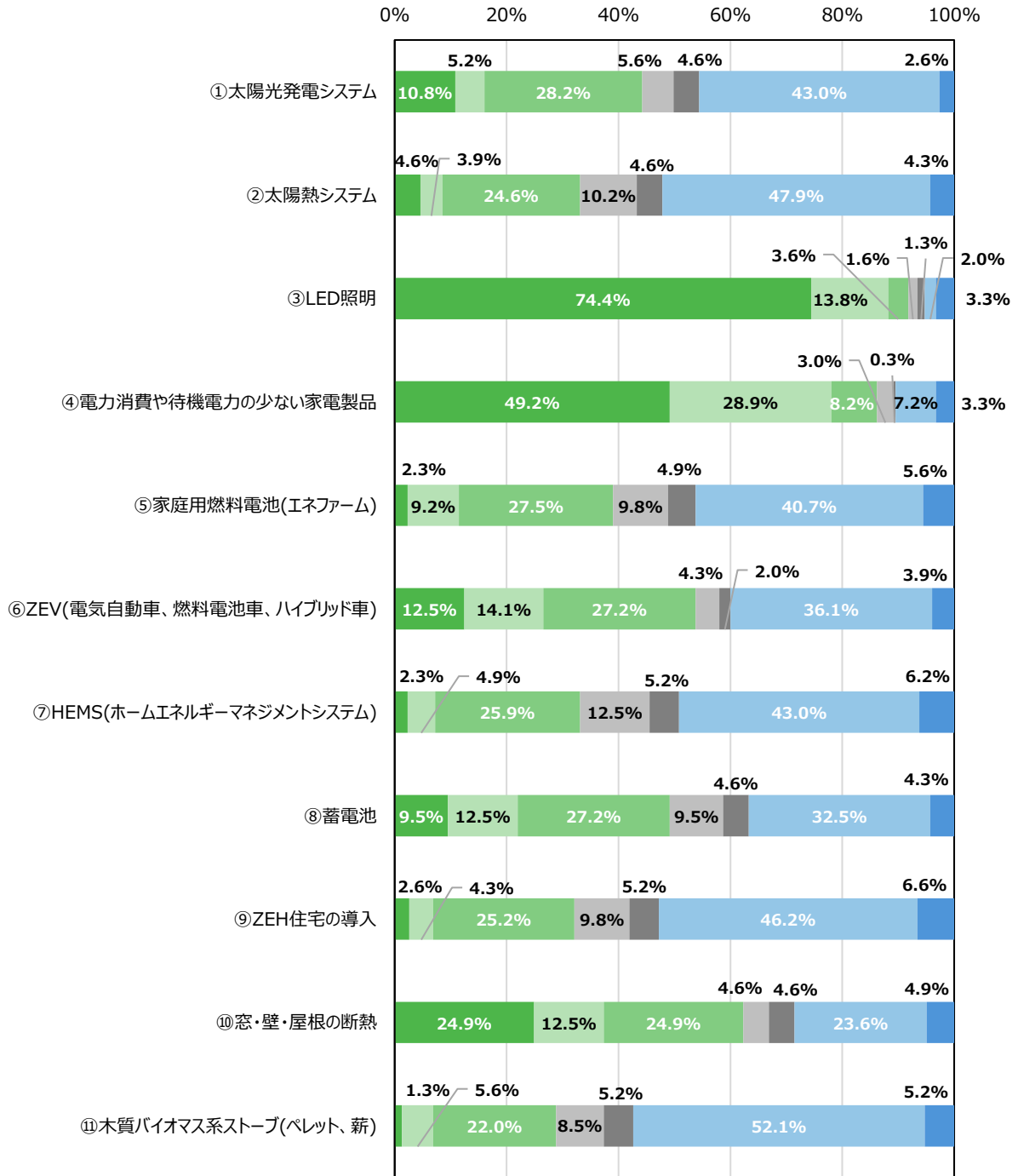
【質問 5】

あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。(n=305)



【質問 6】

あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。(n=305)



- 導入済み
- 導入検討中
- 導入予定はない (初期コストがかかる)
- 導入予定はない (効果が分からない)
- 導入予定はない (借家や集合住宅のため設置不可)
- 導入予定はない (その他)
- 回答なし

【質問 6 追加質問】

あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。

①太陽光発電システムの設備容量・発電電力量 (n=27)

【回答】

<設備容量> (n=25)

- 0~10kWh : 16 件
- 11~20kWh : 4 件
- 21~30kWh : 2 件
- 31kwh 以上 : 3 件

<発電電力量(kWh)> (n=2)

- 2.3、1,000

②太陽熱システムの太陽熱利用量 (n=4)

【回答】

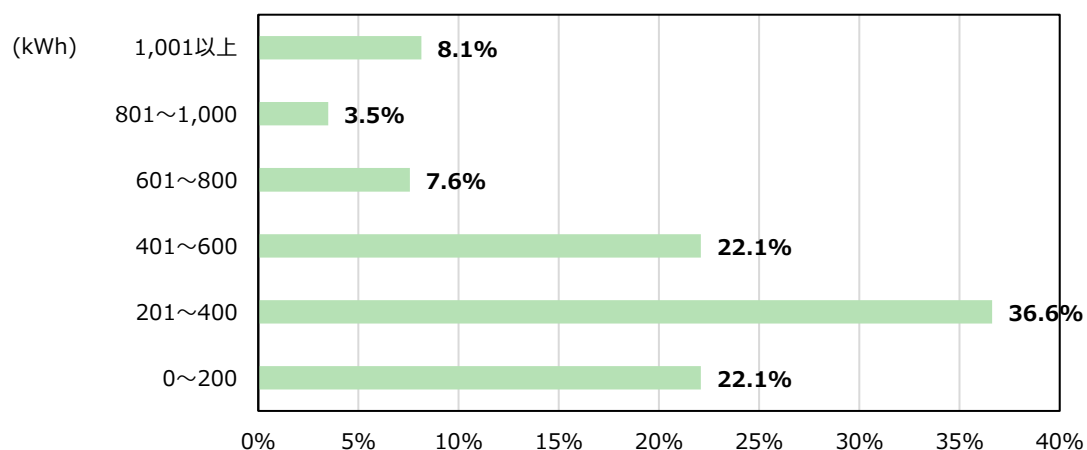
<太陽熱利用量(kWh)>

- 4.1、20、300、8,362.30

【質問 7】 ひと月あたりの電気・ガス・灯油・その他燃料の使用量をご回答ください。

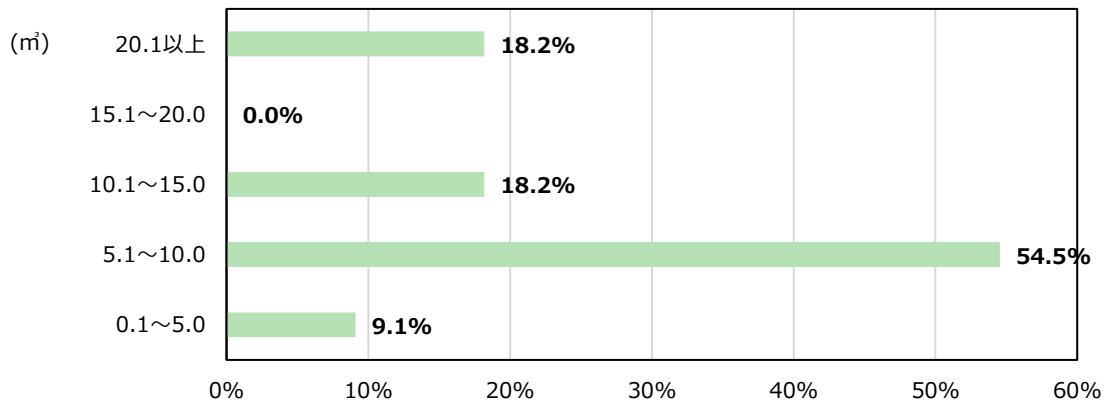
①電気使用量 (n=172)

- 単身世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 230kWh であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 355kWh であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 400kWh であった。
- 三世帯世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 522.5kWh であった。



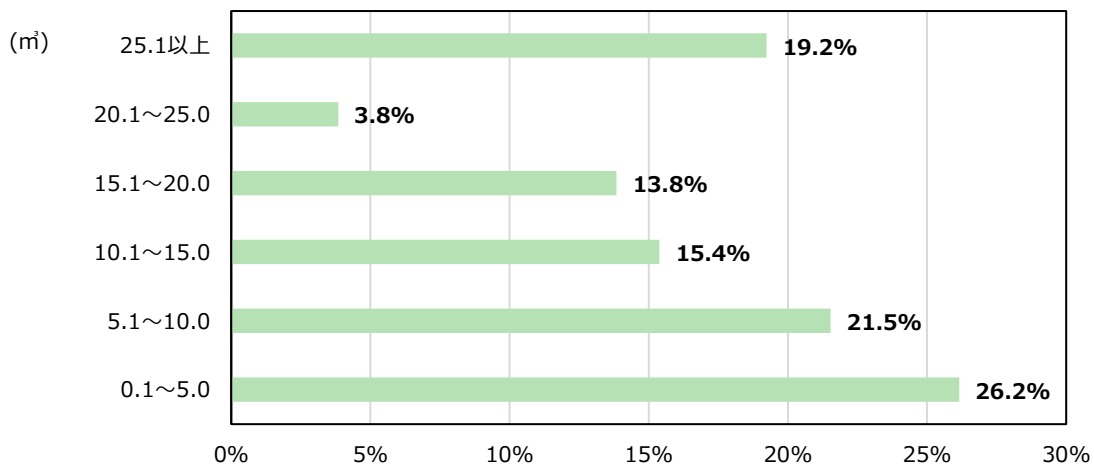
②都市ガス使用量 (n=11)

- 都市ガス使用量の中央値は 8 m³であった。



③プロパンガス使用量 (n=130)

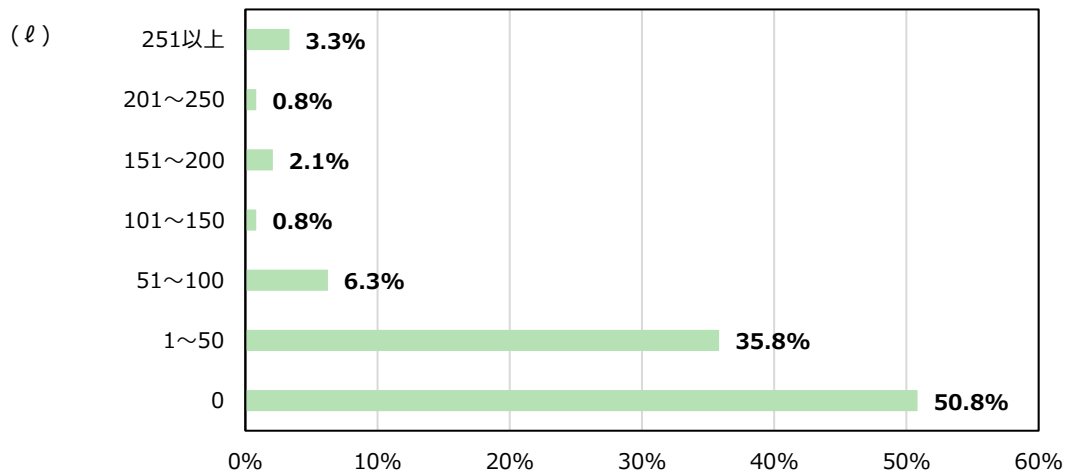
- 単身世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 5.6 m³であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 10 m³であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 15 m³であった。
- 三世帯世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 4 m³であった。



④灯油使用量 (n=240)

灯油を使用していない回答者を母数に含めない場合

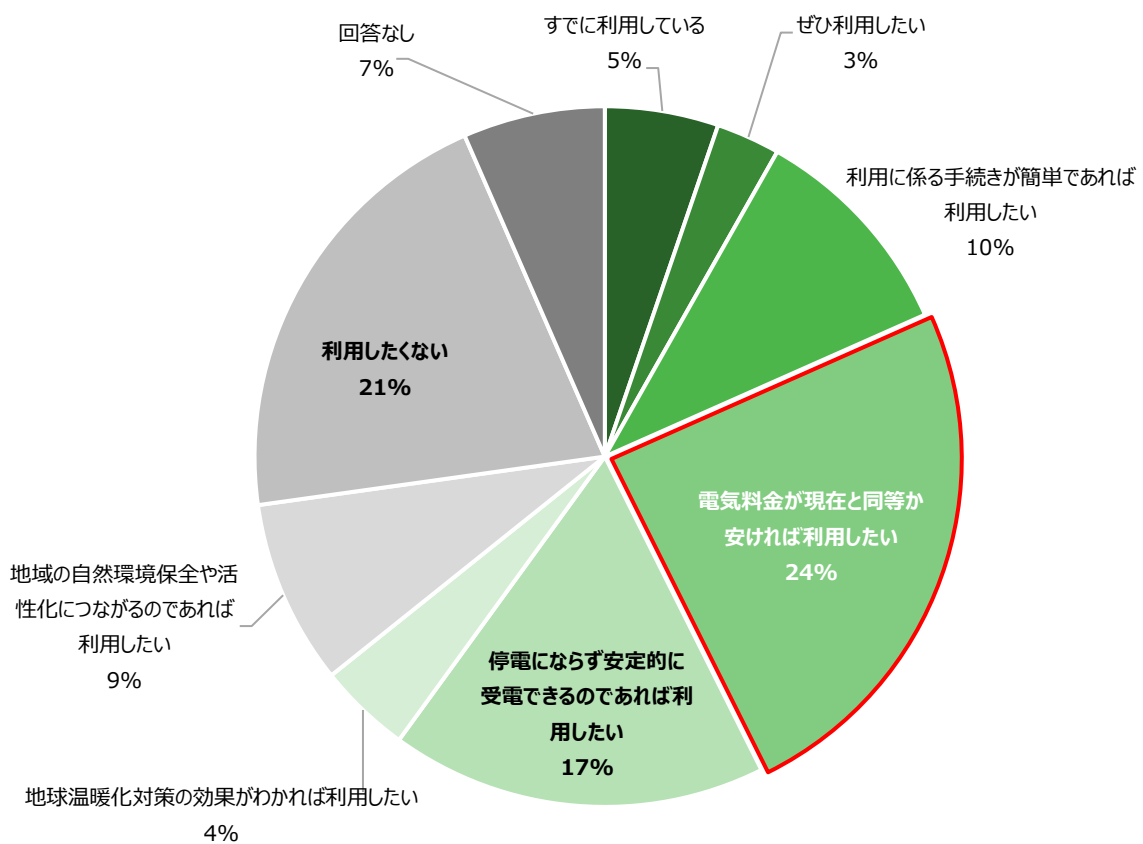
- 単身世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 20 l であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 40 l であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 30 l であった。三世帯世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 100 l であった。



【質問 8】

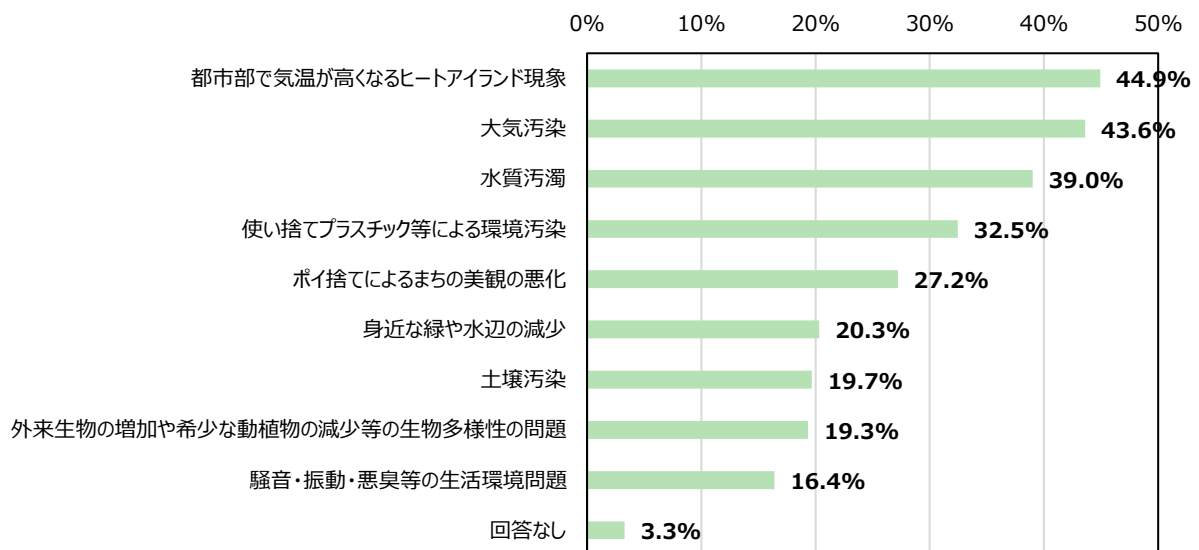
現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。

(n=305)



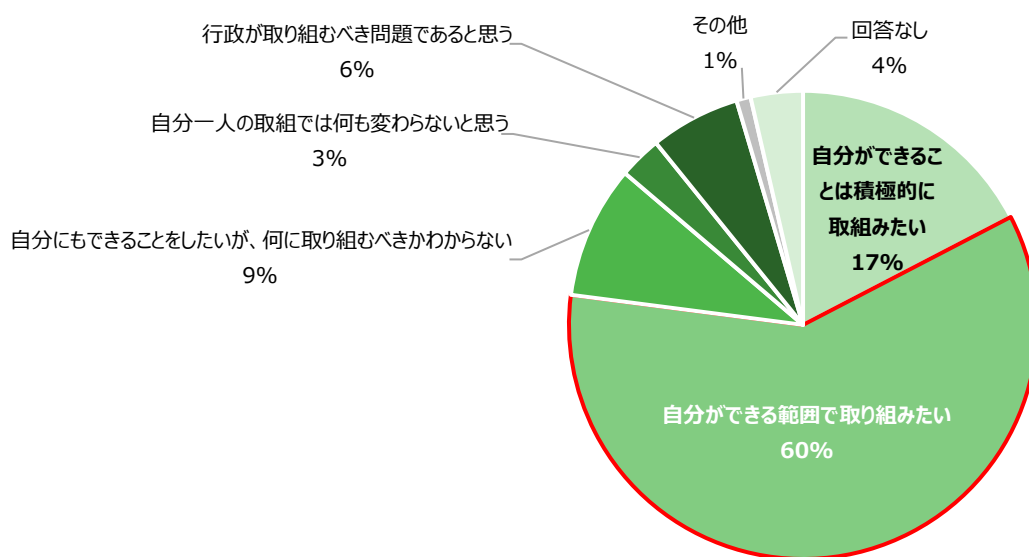
【質問 9】

あなたはどのような環境問題に関心がありますか。該当するものを3つまでお選びください。
(n=305)



【質問 10】

あなたは環境問題についてどのように考えますか。(n=305)

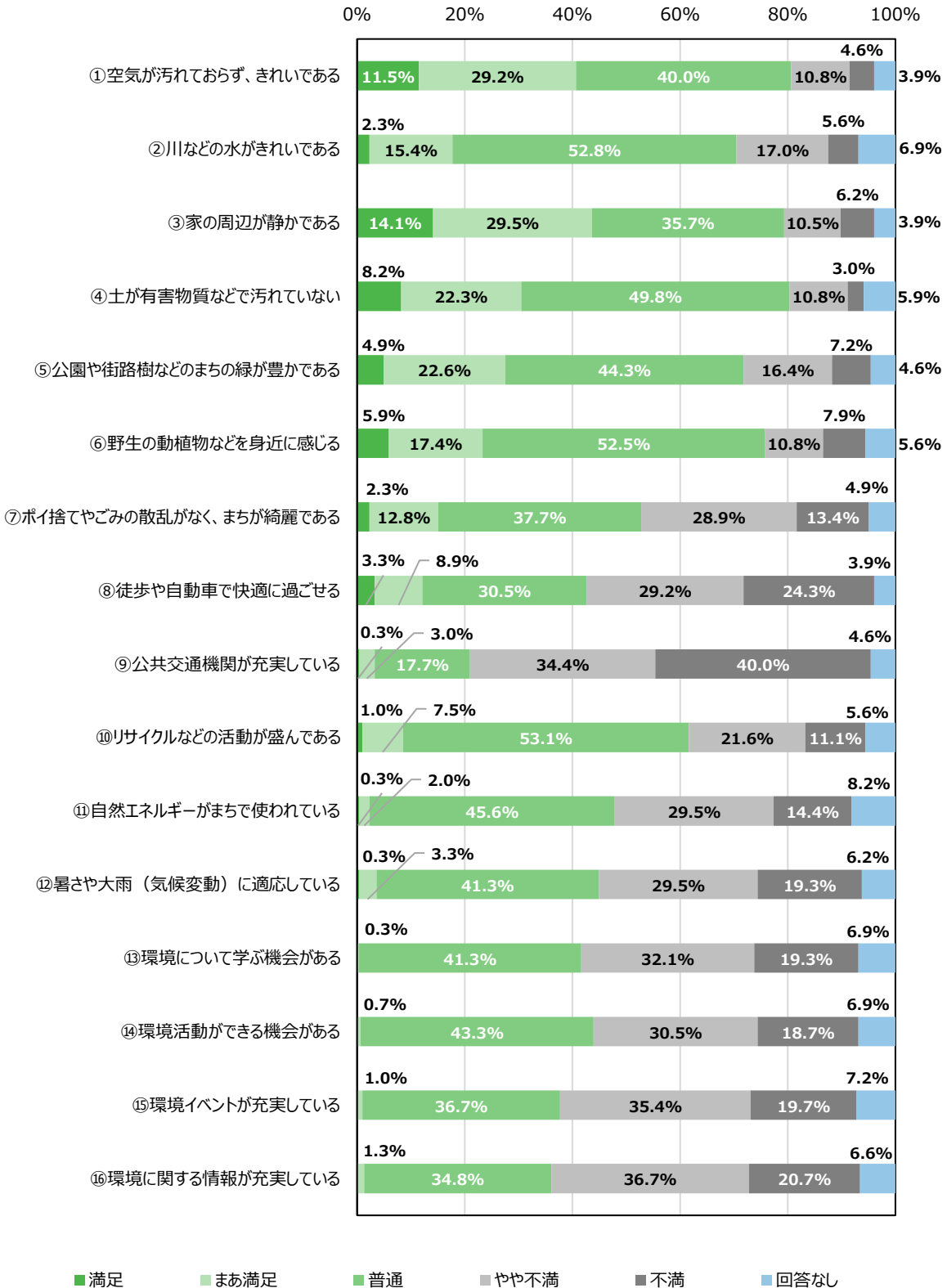


【その他】

- 経済活動を中心に担っている企業を規制する
- 地球上の生物の進化の中で、もしかしたら現在問題になっている事は自然の流れなのかもしれない。進化し続ける事は破滅に向かっている事でもあると思う。とはいっても自分が生きている間に環境が悪くなっていく事はつらいので自分でできる事は微力ではあるが貢献しようと思っている。

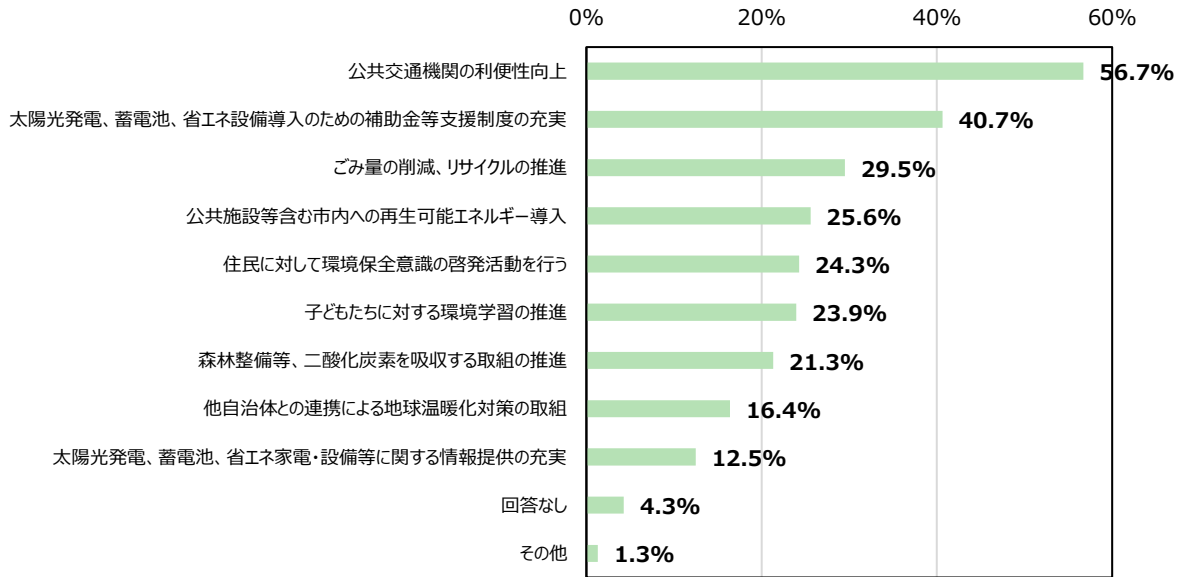
【質問 11】

あなたは八街市の環境に関する各項目の満足度について、日ごろどのように感じていますか。
(n=305)



【質問 12】

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、市に行ってほしい取組は何ですか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)

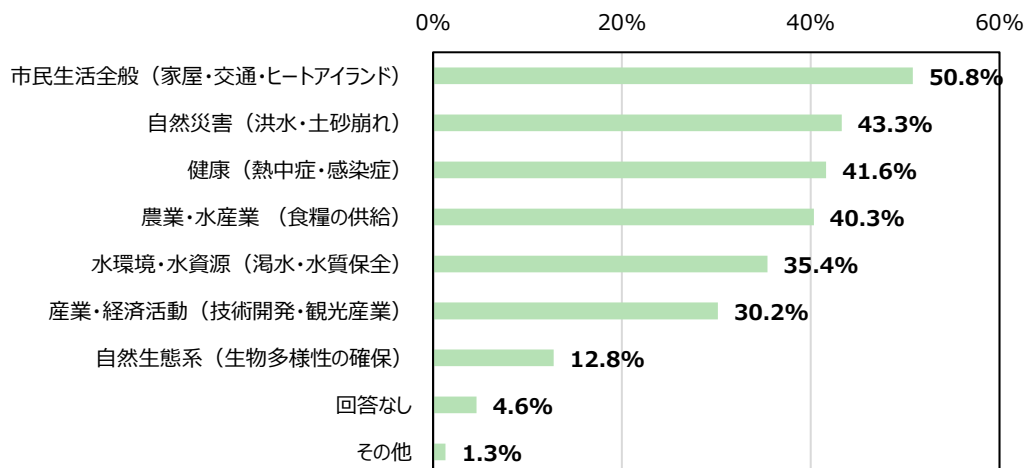


【その他】

- 地球温暖化は二酸化炭素が原因ではありません。新しい知識を持つべきです。
- 太陽光発電の規制（多すぎる）
- SDGs なるアジェンダを盲信せず本流を学ぶこと

【質問 13】

地球温暖化に伴う影響（気候変動等）に対処するため、市が優先的に進めていくべき取組はどのような分野だと思えますか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)

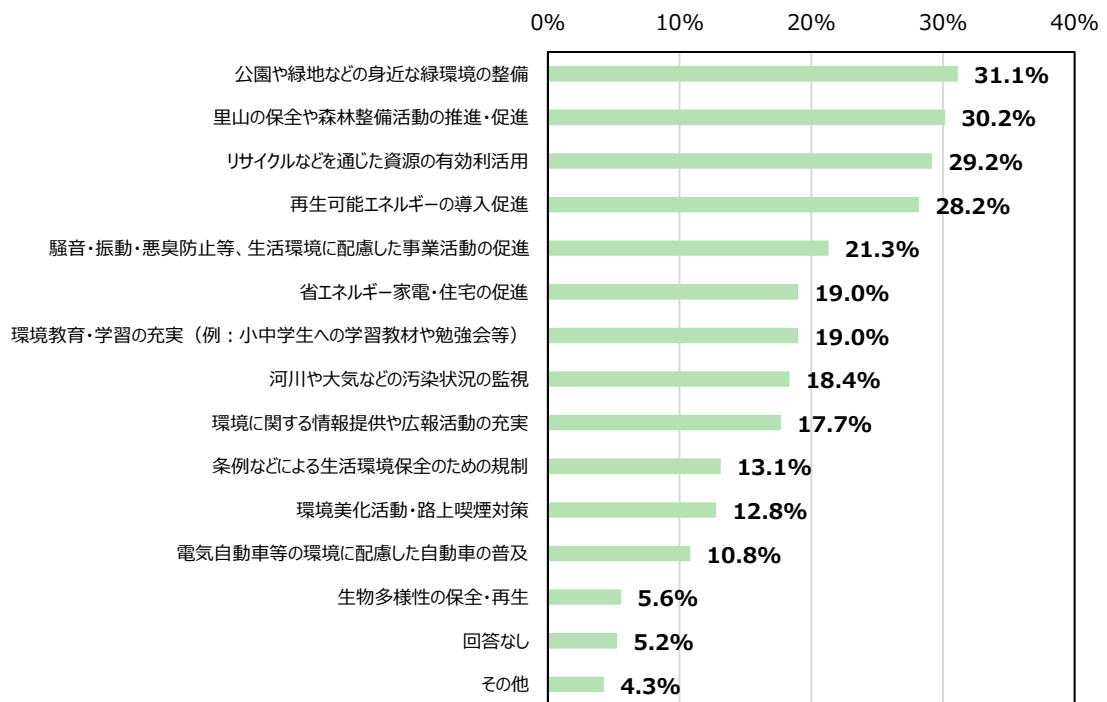


【その他】

- 森林等の自然の保全(市内で森林の伐採をよく目にするようになりました。)
- ヤチボコリ
- たびたび道路冠水があり、家の床下浸水等の心配がある。市はそれに対して速やかに対策すべきである。

【質問 14】

八街市の環境をより良くするために、市が重点的に取り組むべき環境施策はどれだと思いますか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)



【その他】

- 電車の本数がもっと増えれば、車で出かける機会が減ります。
- 外国人による騒音
- 幹線道路の「雑草の除去のみまわり」（今年は草の成長がすごかった。）
- 市街地境界線等の明確を重視して市どうしの意識向上
- 下水道の充実
- 歩道の整備
- 生活環境保全を無視した乱開発の防止、環境都市計画の作成
- クリーンセンターでの熱の利用
- 歩道の整備（危なくて歩けないから、近くでも車を使う）

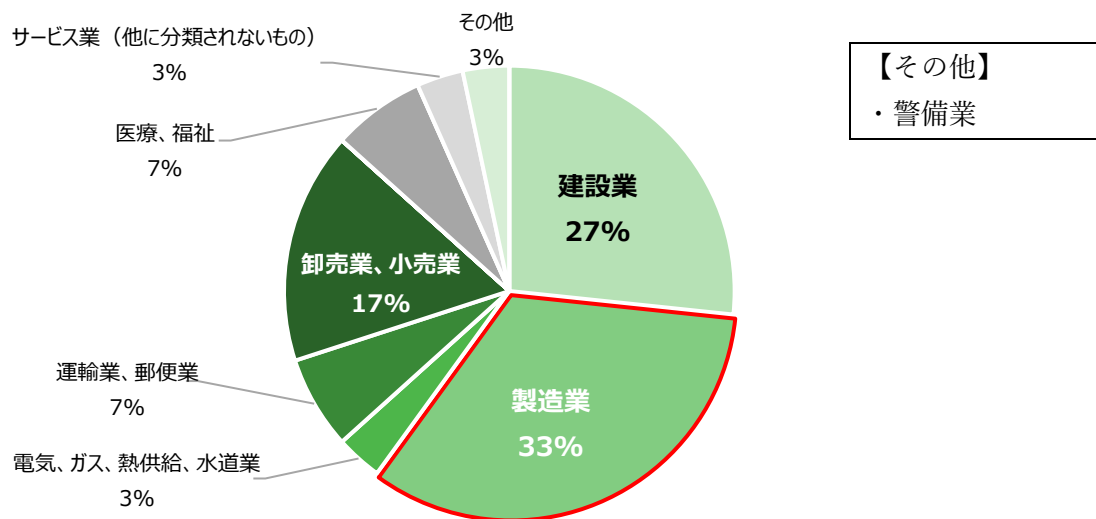
- 国道道路の整備（対応が遅い、補修に1年かかった）
- 砂あらしの対策
- 交通（公共）手段の充実。時間外・休日含む。
- 子供、高齢者の住みやすい環境作り、道路（歩道）の整備、八街駅前の開発、食料品・衣服 etc の大型店の出店

（3）事業者アンケート調査結果

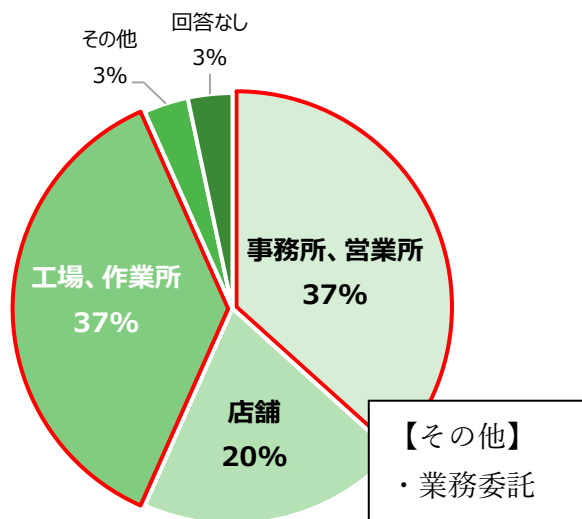
【質問1】

貴事業所について、該当するものを選択してください。（n=30）

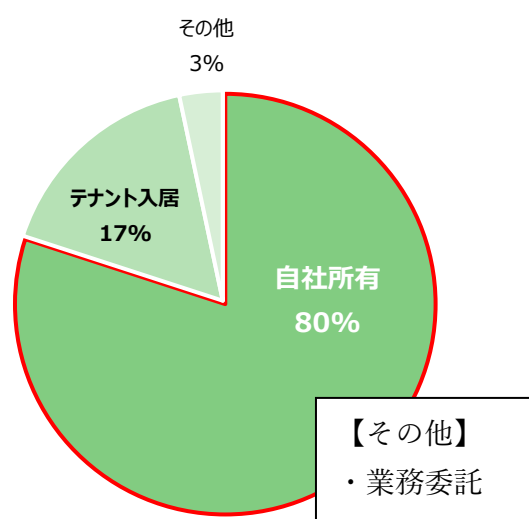
①業種



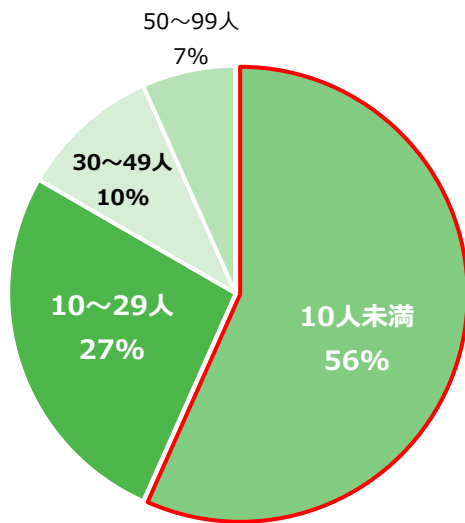
②事業所の形態



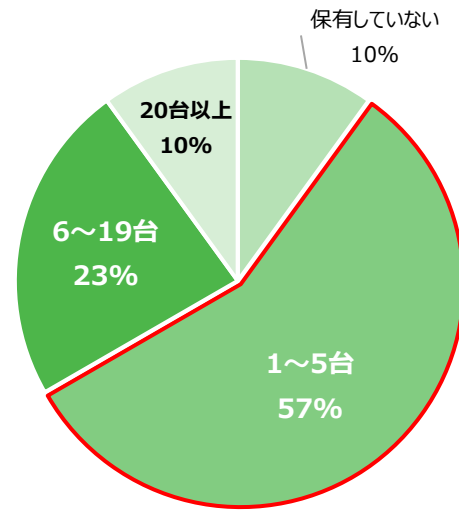
③入居形態



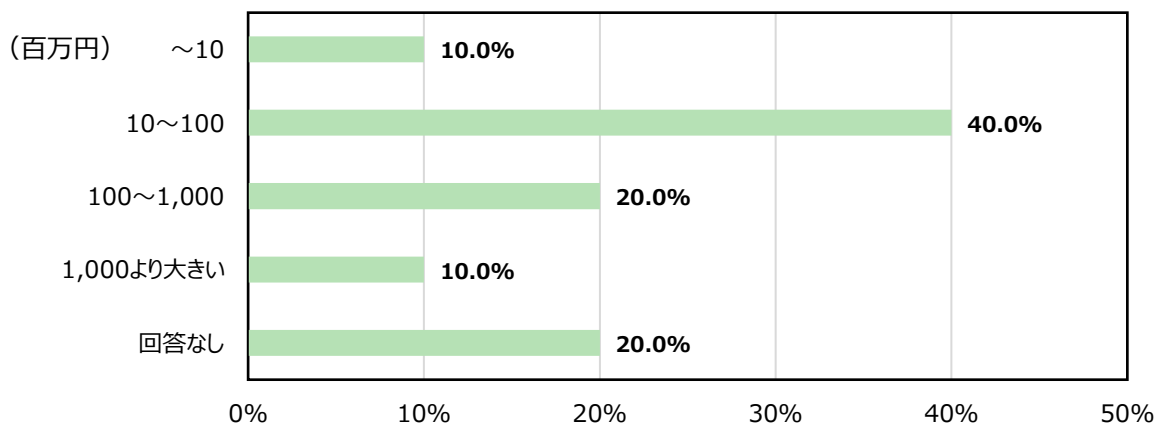
④従業員数



⑤業務自動車の保有台数

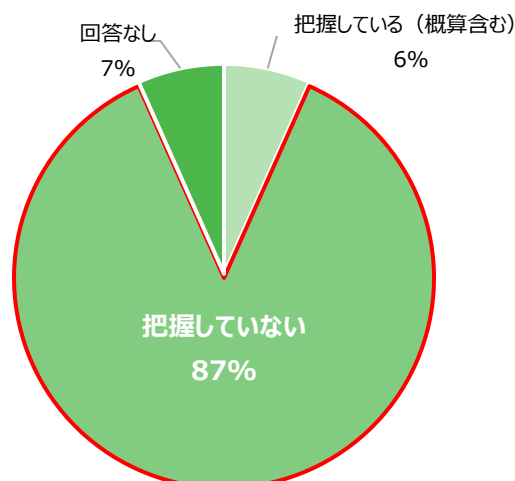


⑥製造品出荷額



【質問 2】

(1) 貴事業所では、温室効果ガス排出量の把握をしていますか。(n=30)



(2) 把握している場合、直近の排出量をお答えください。(n=2)

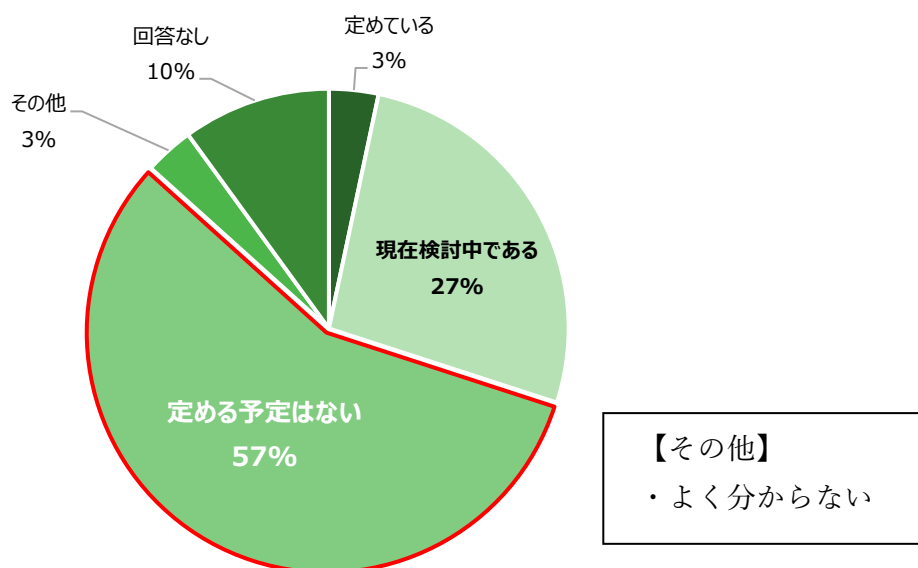
【回答】

- 建設業：184.2t-CO₂ (2023 年度)
- 製造業：348t-CO₂ (2023)

【質問 3】

貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。

(n=30)

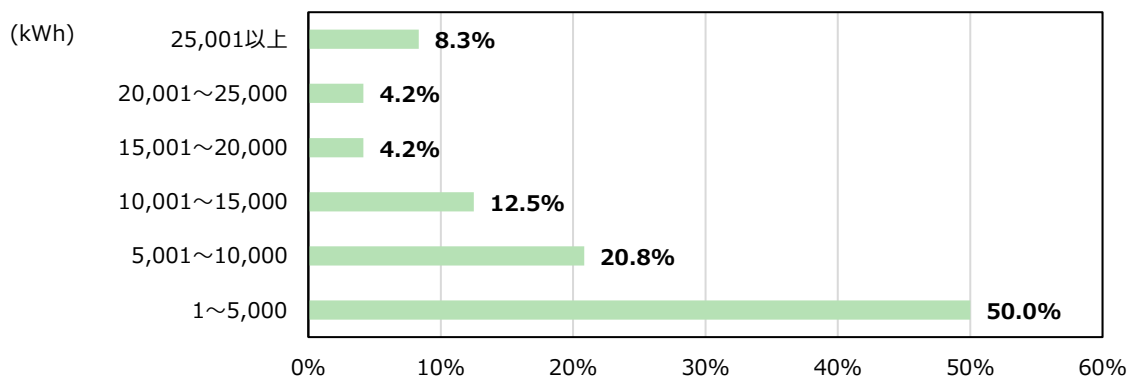


【質問 4】

貴事業所の利用している、1 か月あたり（年間の平均値）の電気・ガス・灯油・その他燃料の使用量をご回答ください。

①電気使用量 (n=24)

- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 640kWh であった。
- 従業員数 10～29 人の事業所における中央値は 10,000kWh であった。
- 従業員数 30～49 人の事業所における中央値は 18,804kWh であった。
- 従業員数 50～99 人の事業所における中央値は 35,560.5kWh であった。



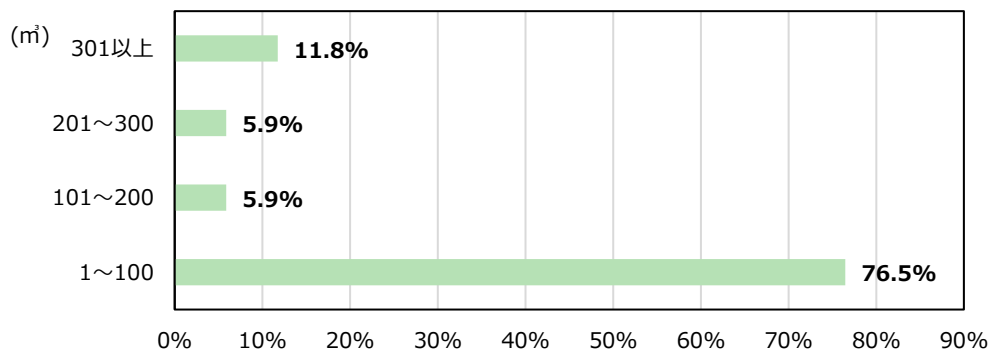
②都市ガス使用量 (n=1)

都市ガスの使用者は 30 事業者のうち、1 事業者のみであった。

【回答】 28.9 m³ (卸売業、小売業)

③LP ガス使用量 (n=17)

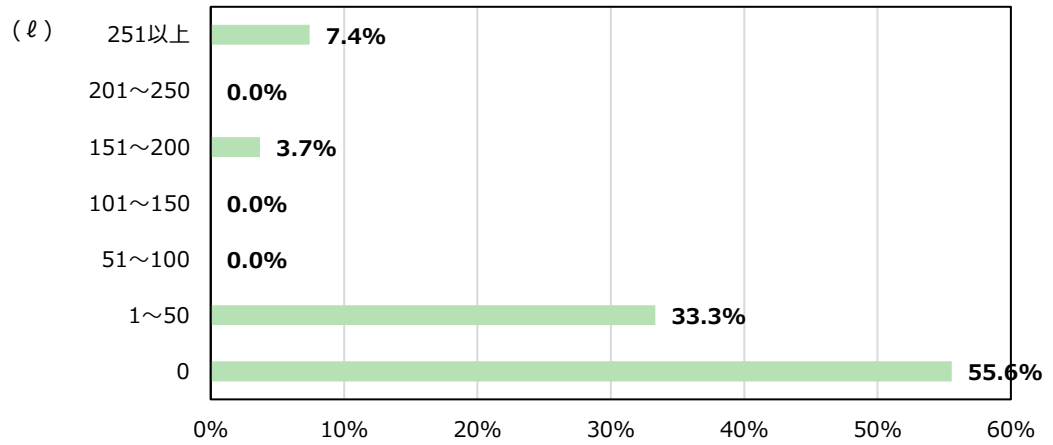
- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 2 m³であった。
- 従業員数 10~29 人の事業所における中央値は 2.5 m³であった。
- 従業員数 30~49 人の事業所における中央値は 1 m³であった。
- 従業員数 50~99 人の事業所における中央値は 72 m³であった。



④灯油使用量 (n=27)

灯油を使用していない回答者を母数に含めない場合

- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 43 l であった。
- 従業員数 10~29 人の事業所における中央値は 20 l であった。
- 従業員数 30~49 人の事業所における中央値は 295 l であった。
- 従業員数 50~99 人の事業所における中央値は 400 l であった。



⑤その他燃料使用量 (n=8)

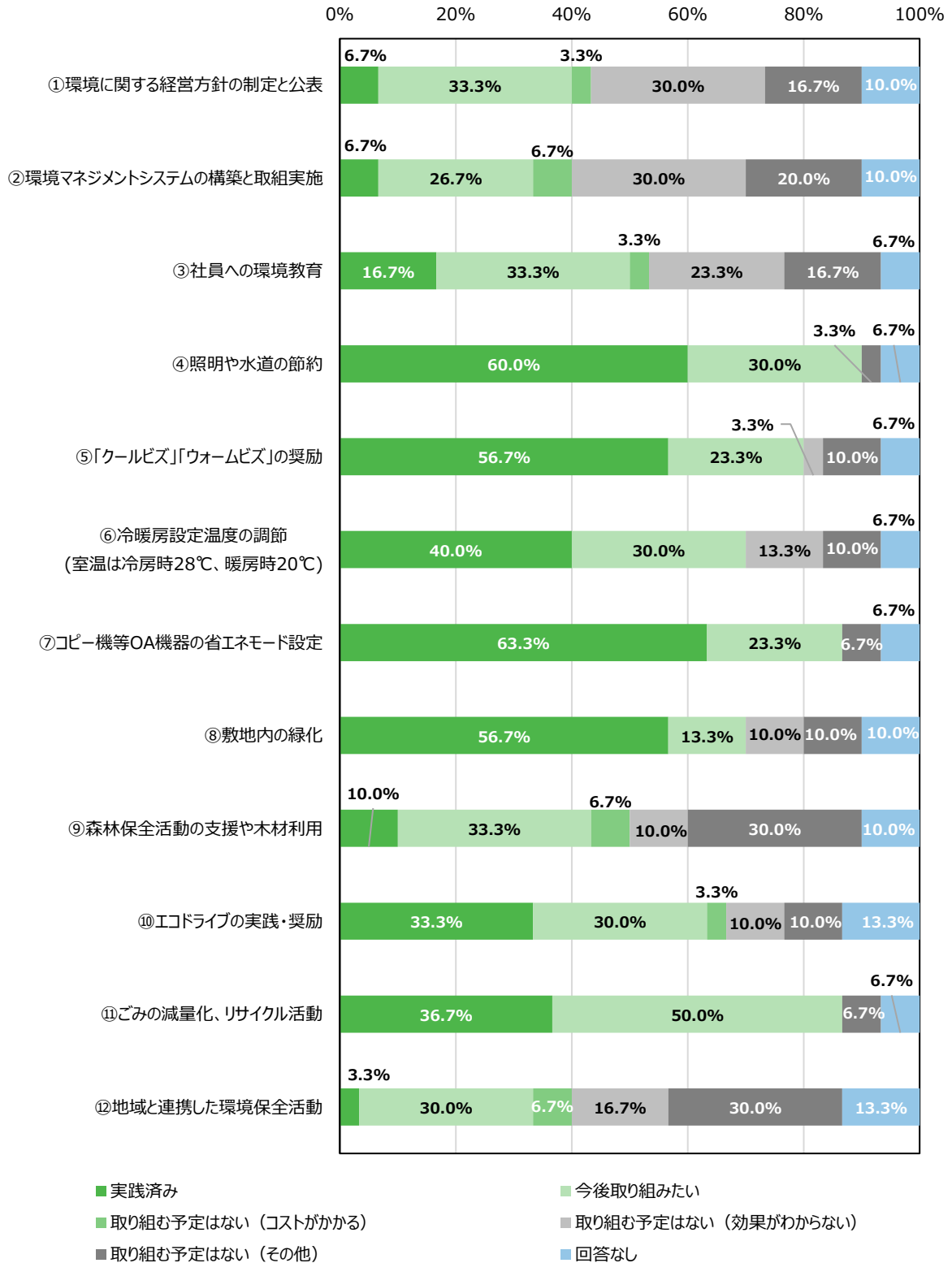
【回答】

- ガソリン：200 (単位不明)
- 軽油：110 ℓ、148 ℓ、316 ℓ、400 ℓ、500 ℓ (2件)、1600 (単位不明)

【質問 5】

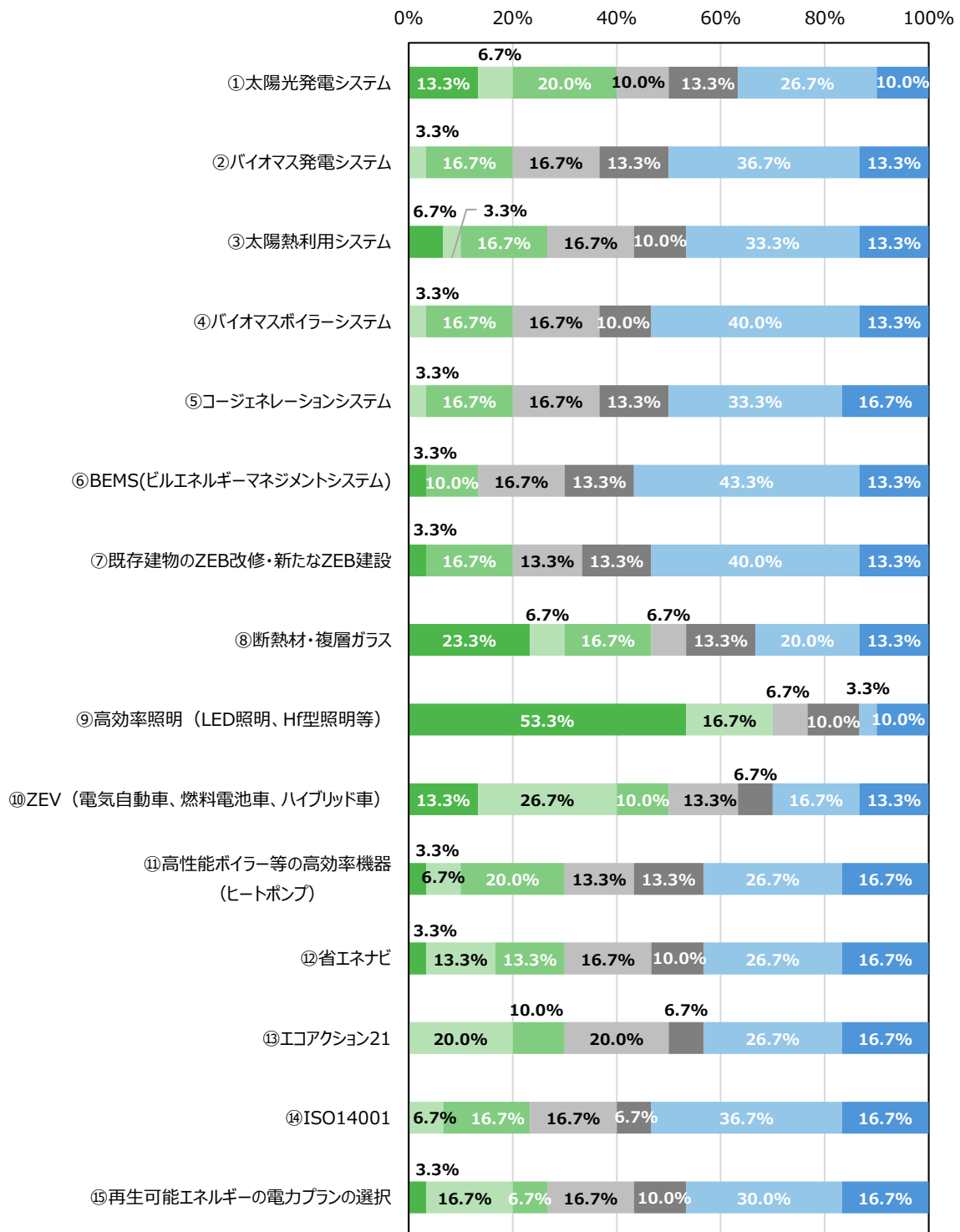
貴事業所で実施している、あるいは今後実施する予定の地球温暖化対策はありますか。(テナントとして入居している場合は、専有部内での実施状況についてご回答ください。)

(n=30)



【質問 6】

省エネルギー設備、システム等に関する貴組織の導入状況について、該当するものを選択してください。(n=30)

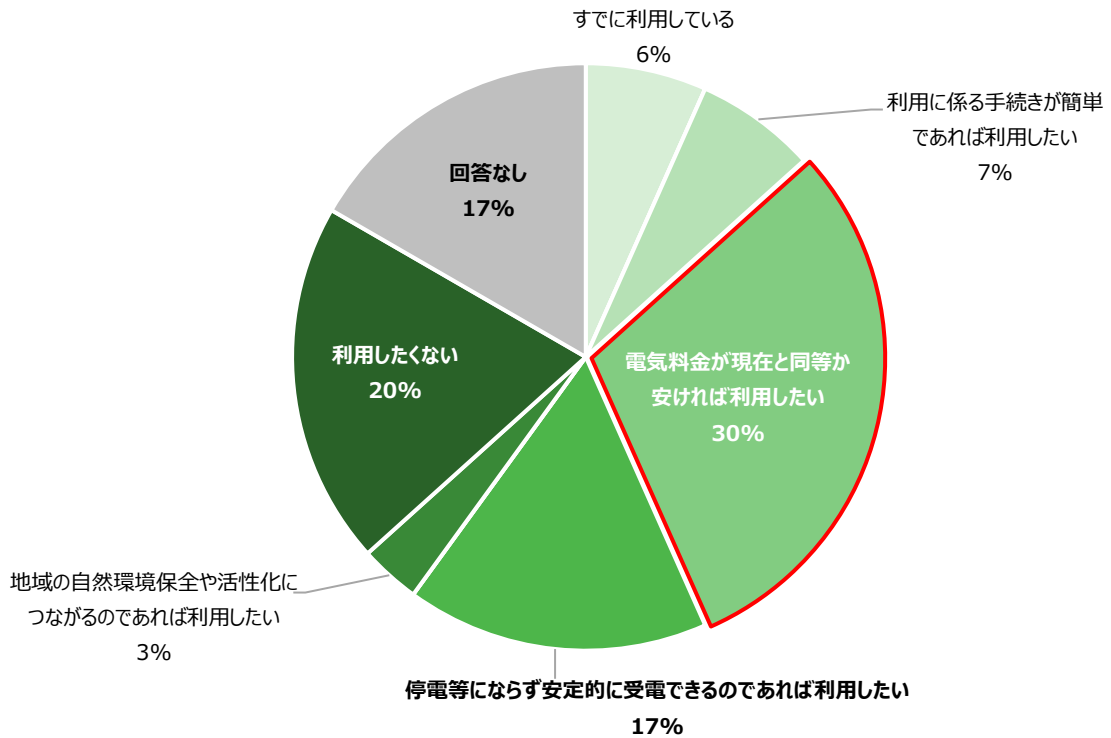


- 導入済み
- 導入予定はない (初期コストがかかる)
- 導入予定はない (効果がわからない)
- 導入予定はない (借家やテナント入居のため設置不可)
- 導入予定はない (その他)
- 回答なし

【質問 7】

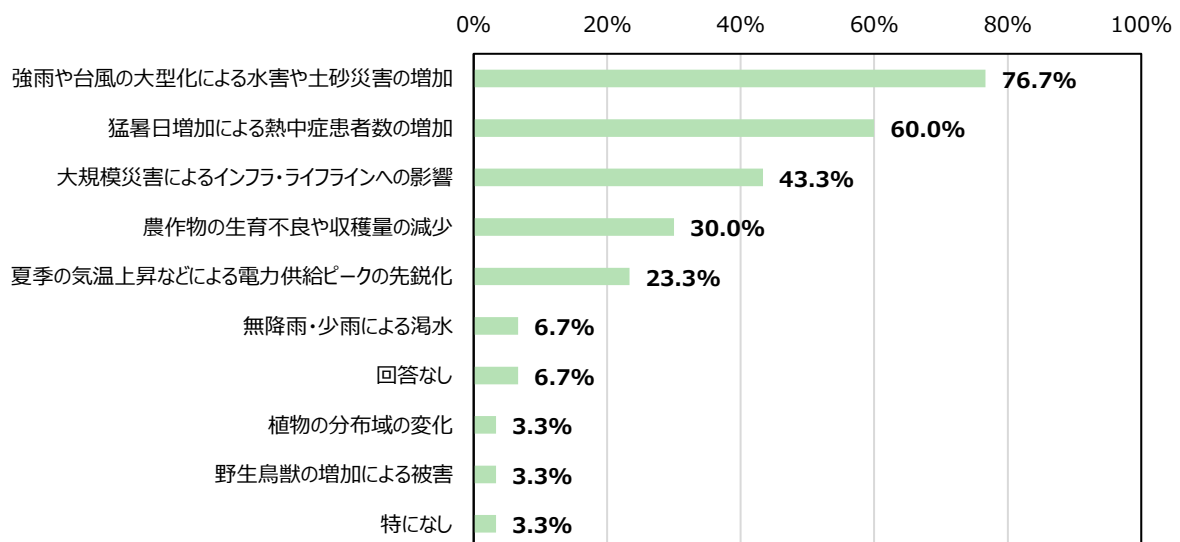
現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。

(n=30)



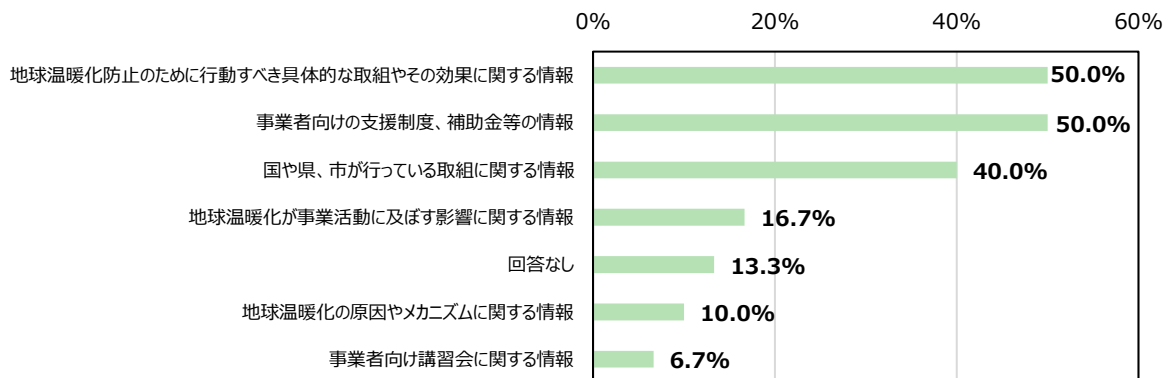
【質問 8】

近年の地球温暖化による気候変動について、貴事業所に影響を与える可能性の高い不安要素はありますか。(3つまで回答可) (n=30)



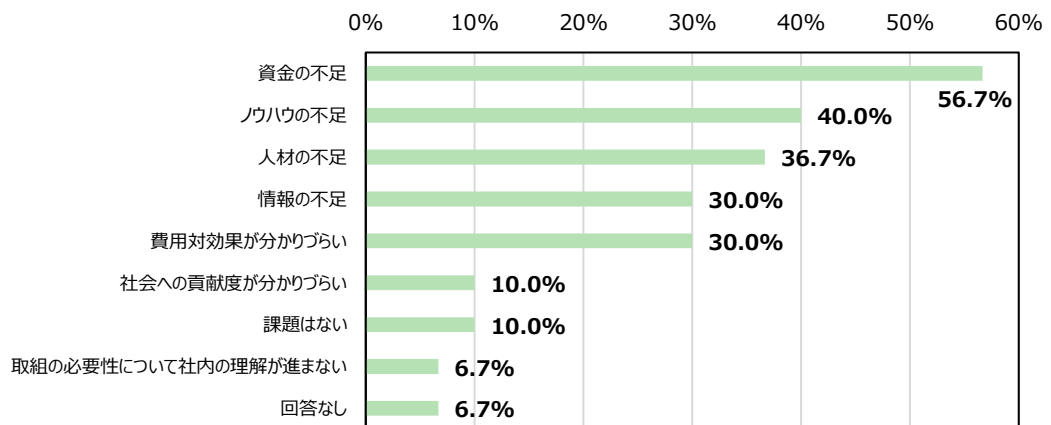
【質問 9】

貴事業所が知りたい地球温暖化対策に関する情報は何か。(複数回答可) (n=30)



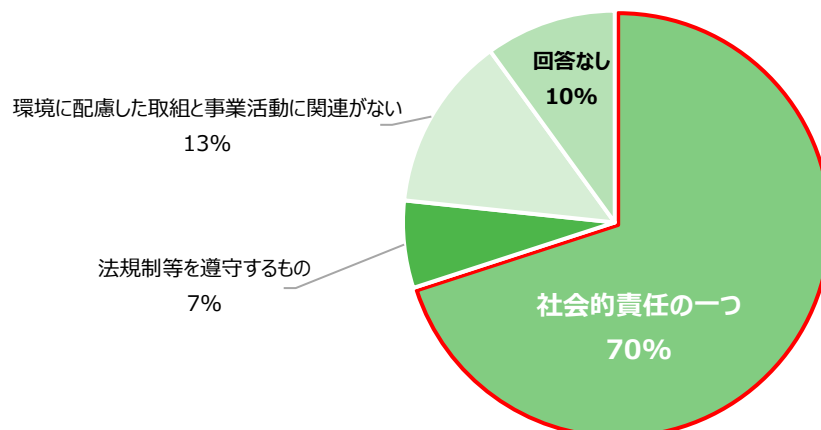
【質問 10】

貴事業所において地球温暖化対策を進める上で課題となっていることは何か。(複数回答可) (n=30)



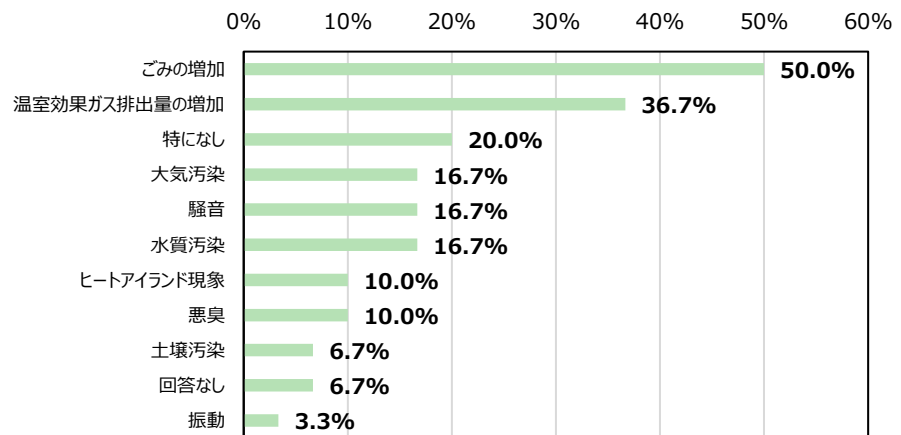
【質問 11】

貴事務所の事業活動において、環境に配慮した取組は現在どのように位置づけられていますか。(n=30)



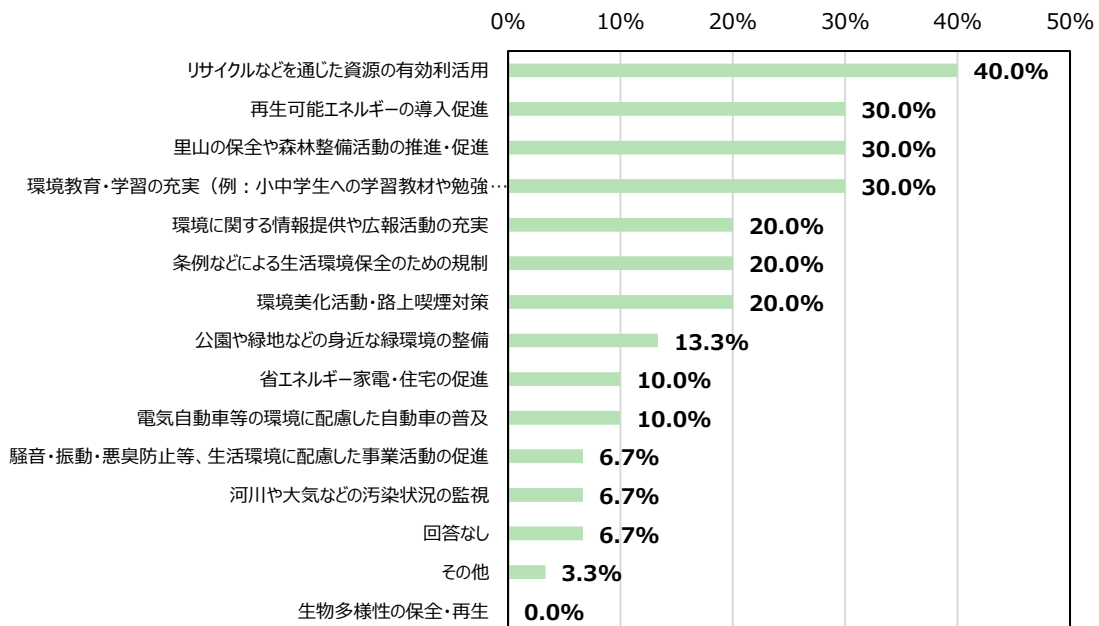
【質問 12】

事業活動を行うにあたり、環境に及ぼす影響は何だと思えますか。(複数選択可) (n=30)



【質問 13】

八街市の環境をより良くするために、市が重点的に取り組むべき環境施策はどれだと思えますか。(3つまで回答可) (n=30)



【その他】

- 下水道の完備

以上

6 二酸化炭素排出量の算定方法

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第3章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

（1）現況の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現況の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	<p>製造業から排出される CO₂は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	<p>建設業・鉱業から排出される CO₂は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	<p>農林水産業から排出される CO₂は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	<p>業務その他部門から排出される CO₂は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	<p>家庭部門から排出される CO₂は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$

運輸部門 (自動車)	<p>運輸部門(自動車)から排出されるCO₂は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村のCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{全国の自動車車種別炭素排出量}}{\text{全国の自動車車種別保有台数}} \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$
一般廃棄物	<p>一般廃棄物から排出されるCO₂は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計</p> <p>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO₂/t)」を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{市区町村のCO}_2\text{排出量} = \text{焼却処理量} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率} (0.028) \times 2.29$

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量 = 現状年排出量 × 目標年活動量 ÷ 現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

*経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

7 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本市へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

農業・林業

項目	予測される影響
農業	<ul style="list-style-type: none"> 登熟期間中の高温により玄米外観品質が低下する高温登熟障害の深刻化が懸念されます。 日本なしでは、花芽の発芽不良等や開花の前進化によって、収量や品質の低下が懸念されます。 その他の果樹でも収量や品質の低下、適期出荷ができないことによる商品性の低下が懸念されます。 ミナミアオカメムシ等の分布拡大や、冬季に死滅していた害虫の越冬が増加し、これらの病害虫による被害の拡大が懸念されます。 降雨強度の増加によって水田の湛水時間が長くなることで農地被害のリスクが増大することや、農地の湛水被害による営農意欲の減退が危惧されます。

水環境・水資源

項目	予測される影響
水資源	<ul style="list-style-type: none"> 近未来(現在～2039年)から渇水の深刻化が予測され、融雪時期の早期化が水道水などの多くの分野に影響を与える可能性が示唆されるとともに、海面上昇による塩水湖上によって取水への支障が生じることなどが懸念されます

自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ヒメコマツの個体数の著しい減少や、冷温帯性の植物の急激な減少のほか、暖温带林の分布適域の拡大が懸念されます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 分布域の変化、ライフサイクル等の変化等により種の絶滅を招く可能性があります。 侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが想定されます。

自然災害

項目	予測される影響
河川(洪水)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水氾濫を起こしうる大雨事象が、国内の代表的な河川流域において今世紀末には有意に増加することが予測されています。 降雨量の増加合に応じて、洪水ピーク流量、氾濫発生確率がともに増幅することが示されています。水害の起こりやすさは有意に増すと報告されています。
河川(内水)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨事象の増加が懸念されます。
山地	<ul style="list-style-type: none"> 集中的豪雨による土砂災害発生リスクの増加や被害の拡大の懸念、その災害に伴い土地の荒廃が加速されることが懸念されます。

健康

項目	予測される影響
暑熱	<ul style="list-style-type: none"> 熱ストレス発生の増加の可能性や気温上昇による超過死亡者数の加が懸念されます。 気温上昇に伴い、国内各地で暑さ数が上昇する可能性が高く、熱中発生率の増加率は、関東等で大きくなることが予測されています。

国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響が懸念されています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 都市部では、気候変動による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象により、気温は上昇し続ける可能性が高いと予測されています。 熱ストレスの増加に伴い、熱中症リスクの増大や快適性が損なわれ、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

(2) 八街市における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、千葉県の情報に基づき、本市における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、市への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

凡例

国の影響評価	重大性	特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」
	緊急性 確信度	高い「●」、中程度「▲」、低い「■」
市への影響評価	A	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ県の評価が○、または既に市に影響が及んでいるもの
	B	国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるもの
	C	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本市に当該地域特性がないもの

八街市気候変動影響評価

分野・項目			国の影響評価			千葉県の影響評価	市への影響
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	予測される 現在/将来 影響	
農業・林業・水産業	農業	水稲	●	●	●	○	B
		野菜等	◆	●	▲	○	B
		果樹	●	●	●	○	B
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	B
		畜産	●	●	▲	○	B

農業・林業・水産業	農業	病虫害・雑草等	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A
		食料需給	◆	▲	●	○	B
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	○	B
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲	○	B
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○	C※
増養殖業		●	●	▲	○	C※	
沿岸域・内水面漁場環境等		●	●	▲	○	C※	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	C※
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	B
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○	B
水需要		◆	▲	▲	○	B	
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	—	C
		自然林・二次林	●	●	●	○	B
		里地・里山生態系	◆	●	■	—	C
		人工林	●	●	▲	○	B
		野生鳥獣の影響	●	●	■	—	C
		物質収支	●	▲	▲	○	B
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	○	B
		河川	●	▲	■	○	B
		湿原	●	▲	■	○	B
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	○	C※
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	C※
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	C※
	その他	生物季節	◆	●	●	○	B
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	A
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■	—	C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	—	C
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●	—	C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	○	C※
	自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○
内水			●	●	●	○	A
沿岸		海面水位の上昇	●	▲	●	○	C※
		高潮・高波	●	●	●	○	C※
		海岸侵食	●	▲	●	○	C※
山地		土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
その他	強風等	●	●	▲	○	B	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	—	C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	A

健康		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	B
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	B
		その他の感染症	◆	■	■	—	C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	○	B
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲	○	B
その他の健康影響		◆	▲	▲	—	C	
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■	○	B
	食品製造業	—	●	▲	▲	○	B
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○	B
	商業	—	◆	■	■	○	B
	小売業	—	◆	▲	▲	○	B
	金融・保険	—	●	▲	▲	○	B
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○	B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	○	B
	建設業	—	●	●	■	○	B
	医療	—	◆	▲	■	—	C
	その他	海外影響	◆	■	▲	○	B
	国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○
文化・歴史等を感じる暮らし		生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	○	B
その他		暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

※本市は海に面していないため、市への影響評価を独自評価とした。

8 用語集

あ行	
アメダス	「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素 (CO ₂) やメタン (CH ₄) といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の 265 倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。
一般廃棄物	廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。
ウェルビーイング	多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。
ウォームビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。
営農型太陽光発電	農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS) であり、一般に「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。
エコドライブ	温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。
エコラベル	製品やサービスが環境に配慮されたものであることを示す認証マークやラベルのこと。
温室効果ガス	赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF ₆)、三フッ化窒素 (NF ₃) の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
渇水	河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。
活動量	一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令 (平成 11 年政令第 143 号) 第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO ₂ の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量 [L 等] が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO ₂ の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量 [t] が活動量になる。
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿 (トイレ汚水) と雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。
家庭エコ診断	二酸化炭素排出量の削減・抑制を効果的に推進していくため、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行う。
環境基準	環境基本法の第 16 条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。
環境教育	自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。
環境基本計画	環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

環境基本法	都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」（1967年制定）を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律として1993年11月に公布・施行された。
環境配慮型商品	環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品。
環境ラベル	製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言・シンボル・図形・図表など。
気候変動適応法	政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。
京都議定書	1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。
グリーン化 （グリーン経営）	運送事業者が環境保全や対策を行いながら営利性の両立を図っていく経営。
クーリングシェルター （指定暑熱避難施設）	「改正気候変動適応法」により新設された「熱中症特別警戒情報」が発表された際、暑熱避難施設として開放を義務付けられる施設。冷房施設を有する等の要件を満たす施設を、住民その他の者に開放する。
グリーン調達基準	企業が事業や業務において、環境負荷の少ない原材料や部品、製品等を優先的に調達する際の基準。
クールビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。
経済センサス	総務省統計局によって行われる経済調査。「基礎調査」と「活動調査」の二つがあり、事業所・企業の活動状況・包括的な産業構造を明らかにし、各種統計調査実施のための母数団情報整備を目的としている。
下水道	生活環境の改善や公共用水域の水質汚染を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指す。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に市町村単位で整備する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」がある。
公害	環境基本法では、「事業活動などに伴い生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義される。この7公害を「典型7公害」と呼ぶ。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成する物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空にもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。
コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。 現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。
国連気候変動枠組条約 第21回締約国会議 （COP21）	平成27（2015）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議。協議を重ねた結果、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。
コミュニティバス	行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。
コンパクトシティ	住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。またはその政策。
さ行	
再生可能エネルギー	石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等がある。
サーキュラー エコノミー	従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すもの。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。
産業革命	18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

三フッ化窒素 (NF ₃)	常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、クロロフルオロカーボン (CFC) 等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約 16,100 倍。
資源化総量	資源化したごみの総量。具体的には、缶・ビン・ペットボトル・古紙等の資源ごみを資源化した量と、粗大ごみ・不燃ごみを粉碎処理して選別回収した鉄・アルミ等の量、可燃ごみを焼却処理し残さをスラグ化等した量などの合計。
次世代自動車	「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指す。環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。
自治体排出量カルテ	環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。
修正特化係数	地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。
省エネ診断	省エネの専門家が、ビルや工場等の電力・燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネ取組の結果を診断報告書として提出する。
省エネルギー (省エネ)	石油・石炭・天然ガス等、限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。
森林吸収源対策	森林が CO ₂ を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として貢献することを目指す対策。具体的な対策としては、計画的な再造林・間伐など。
スマート農林業	ロボット技術や ICT (情報通信技術) を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農林業。
生活排水	一般の家庭から排出される汚水のこと。台所、浴室、洗濯等からの排水に加え、し尿等の浄化槽からの放流水のことを指す。
生態系	生物群集 (植物群集と動物群集) 及びそれらを取り巻く自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系を指す。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様性を意味する。①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性 (遺伝子の多様性)」③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含む。
世界経済フォーラム (WEF)	政治、経済、学術などの分野の指導者層の交流を促進し、世界情勢の改善に取り組む非営利の国際機関。
ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体。または、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する都市。
た行	
脱炭素経営	気候変動対策 (脱炭素) の視点を織り込んだ企業経営。
脱炭素社会	実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会。
地域経済循環分析 自動作成ツール	環境省が提供する自動分析ツール。市町村ごとの複合的な分析により、生産・分配・支出の三面から地域内の資金の流れを把握し、産業の実態・地域外との関係性等を可視化する分析手法を用いている。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。
地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)	地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。
地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。大気と地中の温度差を利用し、効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。
地熱発電	地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法。火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。
中小水力発電	水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW~30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。
デコ活	二酸化炭素を減らす・脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

デマンド型交通	予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。
電気自動車	電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。
電力排出係数	電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。
な行	
内水	洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。
難分解性	環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。
熱帯夜	日本の気象庁の用語で、夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が25℃以上の日のこと。
は行	
パーフルオロカーボン (PFC)	フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
バイオマス発電	木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域・避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。
パリ協定	温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効された。
ヒートアイランド（現象）	緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。粒径が非常に小さいため、気管を通過し、肺胞などに付着して人体に影響を及ぼすとされている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。呼吸器系に沈着し、人体に影響を及ぼすとされている。
ポテンシャル	「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因（土地用途・法令・施工等）を満たさないもの」を除いたもの。
ま行	
民有林	国有林以外のすべての森林。大きく分けて、都道府県や市町村が所有している公有林と、個人や企業が所有する私有林の2種類がある。
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。
猛暑日	最高気温が35℃以上の日のこと。
ら行	
ライフライン	日常生活に必須な社会インフラ。元々の英語 (lifeline) の意味は「命綱」。日本では、電気・ガス・水道（上水道・下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システム等、生活や生命の維持に必要なものを指す。
レジリエンス	「回復力・復元力・弾力性」といった意味の単語。災害時においては、災害の影響を適時かつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット	
BAU (ビーエーユー、現状すう勢ケース)	「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を基に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。
BOD (ビーオーディー)	「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略。河川水や工場排水中の汚染物質(主に有機物)が微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
COD (シーオーディー)	「Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)」の略。水中の汚染物質(主に有機物)を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
COP (コップ)	「Conference of the Parties (締約国会議)」の略。多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。
EMS (エネルギーマネジメントシステム)	工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。
EV (イービー)	「Electric Vehicle (電気自動車)」の略称。自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。
EV スタンド	電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)に電力を充電するための設備。ガソリンスタンドが燃料を供給するのと同様に、EV充電スタンドでは電気自動車の燃料である電気を充電する。
FCV (エフシービー)	「Fuel Cell Vehicle (燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。
FIT (フィット)	「Feed-in Tariff」の略。再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格・一定期間買い取ることを国が約束する制度。
FIP (フィップ)	「Feed-in Premium」の略。FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。
FM 率 (Forest Management 率、森林経営率)	「森林経営(適切に森林整備が行われている森林)」に該当する森林の面積の割合。
GJ (ギガジュール)	ギガは10の9乗のことで、ジュールは仕事・熱量・電気量などのエネルギー単位のこと。
GX (ジーエックス)	「Green Transformation (グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスが発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。
ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略称。日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を經由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。
IPCC (アイピーシーシー)	「Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)」の略称。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。
PDCA (ピーディーシーエー) サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
PHV (ピーエイチビー)	「Plug-in Hybrid Vehicle (プラグインハイブリッド自動車)」の略称。エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。
PPA (ピーピーエー)	「Power Purchase Agreement (電力販売契約)」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。
RCP8.5 シナリオ	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。
REPOS (リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)	わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。
SDGs (エスディージーズ)	平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー・気候変動・生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定された。

ZEB (ゼブ)	「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称。室内環境の質を維持しながら大幅な省エネルギー化を実現し、再生可能エネルギー導入により、年間のエネルギー消費量収支ゼロを目指した建築物。
ZEH (ゼッチ)	「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅。
ZEV (ゼブ)	「Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称。排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

八街市環境基本計画
八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
(合冊版)

発行年月 | 2026 年(令和 8 年)3月
発行 | 八街市
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35 番地 29
編集 | 八街市 経済環境部 環境課
電話 043-443-1406 (直通)

